

北海道屋外広告物条例・規則の一部改正について

1 道民意見提出手続の実施結果

(1) 意見等の募集期間

平成 30 年 11 月 7 日（水）～12 月 6 日（木）

(2) 意見等の募集結果

提出者及び掲出件数：1 名から 1 件の意見あり

(3) 意見の内容

○有資格者の点検について

有資格者の名義を借りて報告することが懸念されるため、点検を実施した者が有資格者であるか、許可申請の際に資格者証等で確認してはどうか。

(4) 意見に対する道の考え方

有資格者による点検を要する広告物については、継続許可申請時に、点検者の資格を証する書面を添えて、点検結果の報告をするよう定める予定。

2 改正の内容

(1) 点検義務の明確化（条例第 12 条の 2 第 1 項：新設）

行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件はこの限りでない。

○ 点検する項目：上部構造全体の傾斜、ぐらつき等

○ 点検を要しない広告物等

・ 移動広告物（広告車）

・ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕 広告網、のぼり 旗、電柱広告物）

◎点検義務がある広告物

固定広告物（地上広告物、屋上広告物、壁面広告物）

※許可の要、不要は問わない

(2) 有資格者による点検（条例第 12 条の 2 第 2 項：新設）

規則で定めるものについては、屋外広告士その他の専門的知識を有するものとして規則で定める者に、点検させなければならない。

○ 有資格者による点検を要するもの

表示面積が 10 m²を超える固定広告物（壁面広告物については、壁面に取り付けられたもの及び壁面から突き出して装置されたものに限る。）

○ 点検者の資格

有資格管理者の資格（⑥業務主任者資格を除く）に、屋外広告業の事業者団体が実施する点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者（⑦）を追加する。

◇ 有資格管理者と点検者資格の比較

資 格	10㎡を超える	
	管理者	点検者
① 屋外広告士	○	○
② 広告美術仕上げ1級合格者	○	○
③ 1・2級建築士 + 屋外広告物講習会修了	○	○
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者 + 屋外広告物講習会修了	○	○
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者 + 屋外広告物講習会修了	○	○
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者資格者	/	
a 屋外広告物講習会修了者	○	×
b 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、職業訓練を修了した者	○	×
⑦ 点検技能講習修了者 + 屋外広告物講習会修了	/	
		○

※ ⑥ a 屋外広告物講習会修了者については点検者とみなす経過措置を設ける。

(3) 点検結果の報告（条例第12条の2第3項：新設）

出願者は、継続許可の申請を行う場合には、許可申請に併せて(1)の点検結果を知事に報告しなければならない。

3 従前どおりの内容とするもの

管理義務を有する者の明確化

改正（案）：行為者等（広告主、広告主から委託等を受け広告物を表示又は掲出物件を設置する者、管理者）に加え、所有者又は占有者も広告物又は掲出物件の補修、その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務がある。

見直し後：行為者等に管理義務

理由〔従前から「行為者等」に「所有者・占有者」が含まれているとの考えであり、新たに管理義務を有する者を追加するものではないため〕

4 施行日

平成31年4月改正予定

有資格者による点検、点検結果の提出については、周知期間を設け段階的に施行する。